

(別紙)

消防訓練の概要

(1) 通報訓練

火災の発生に気づいてから施設内への周知や119番への電話などの対応訓練をいい、概ね次の内容を含んだものとします。なお、模擬119番通報については、消防機関に見立てた者に対しての、内線電話や模擬通報装置等を用いた模擬通報でも支障ありません。

【落ち着いて直ちに119番通報を】

- 電話などの通報装置・放送設備等の位置と取り扱い要領の確認
- 119番通報要領の確認（通報すべき内容と通報の仕方）
- 想定に基づく模擬119番通報、館内連絡

(2) 避難訓練

建物内の人に火災の発生を知らせ、階段や通路を使用して安全な場所までの避難及び誘導、又は避難器具の取扱いなどの訓練をいい、概ね次の内容を含んだものとします。

【煙等の被害に遭わない避難経路を選択します】

- 避難設備・警報設備・器具の位置と使用方法の確認
- 想定に基づく避難指示・誘導（放送設備によるものも含む）と模擬避難及び避難後の確認（避難人数・未避難者・負傷者数など）

(3) 消火訓練

消火器の取扱いや屋内消火栓等を使用した初期消火を目的とした訓練をいい、概ね次の内容を含んだものとします。

【出火箇所に消火器を集めて初期消火活動を行います】

- 消火設備・器具の位置と使用方法の確認
- 消火設備・器具の実使用

(4) 総合訓練

火災発生を想定して、火災発見から、通報、消火、避難の各訓練を一連の流れで実施する訓練をいいます。